

平成27年第2回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 平成27年 8月11日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 平成27年 8月11日(火) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 1番 西尾 幸太郎 議員 2番 池田 賢治 議員

1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
4番 佐々木 雅秀	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	定住対策課長 鳥井 登
副町長 池田 高世偉	農林水産課長 佐々木 千明
教育長 山本 和博	上下水道課長 田中 秀喜
総務課長 大庭 孝久	建設課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	総務学校教育課長 八幡 哲
企画財政課長 渡部 誠	生涯学習課長 中林 眞
税務課長 池田 茂良	五箇支所長補佐 金坂 賢一
町民課長 名越 玲子	都万支所長 春木 茂正
福祉課長 藤川 芳人	布施支所長 大上 一郎
保健課長 長田 栄	財政係長 宇野 慎一
環境課長 阿部 眞澄	行政係長 中村 恒一
観光課長 吉田 隆	

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津 浩 一 事務局長補佐 田 中 順 子

1、傍聴者 な し

1、町長提出議案の題目

議 第 66 号 基本協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕

議 第 67 号 工事請負契約の締結について〔都万目浄水場電気設備工事〕

議事の経過

○議長（高 宮 陽 一）

ただ今から、平成 27 年第 2 回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により、1 番：西尾幸太郎議員、2 番：池田賢治議員を指名します。

日 程 第 2、会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定しました。

日 程 第 3、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 66 号「基本協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕」から議第 67 号「工事請負契約の締結について〔都万目浄水場電気設備工事〕」までの 2 件を一括して議題とします。

日 程 第 4、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました 2 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

皆さん、おはようございます。

連日大変な暑さが続いておりますが、皆さんご壮健のご様子でなによりでございます。盆を控えましての議会招集となりましたが、お出かけにくいところご参会をいただき誠にありがとうございました。

それでは、本日提案をいたしております諸議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議第 66 号「基本協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕」についてご説明を申し上げます。

五箇処理区は、平成 25 年度に着手いたしまして、平成 30 年 4 月 1 日には一部供用を開始すべく管路の整備を現在行っているところでございます。

五箇処理区の終末処理場でございます五箇浄化センターの建設工事につきましては、複数年の期間が必要でありますこと、また、建設には専門的な知識や資格等が必要でございますことから、地方自治体の業務を代行することができます日本下水道事業団と平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の建設工事に係ります基本協定を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 67 号「工事請負契約の締結について〔都万目浄水場電気設備工事〕」についてご説明を申し上げます。

去る 8 月 3 日に 6 者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 中国日立島根支社が落札をいたしましたので、同社と契約金額 5,356 万 8,000 円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

本日は、以上 2 件の議案につきましてご説明申し上げましたが、何卒、慎重ご審議を賜り、適切なお決定をくださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます

ます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

日 程 第 5、質 疑

「質疑」を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時35分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時35分 ）

○議長（高宮陽一）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時13分 ）

以上で、「質疑」を終ります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議再開宣告 10時13分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時13分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時28分 ）

日 程 第 6、討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第 66 号「基本協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕」から、議第 67 号「工事請負契約の締結について〔都万目浄水場電気設備工事〕」までの 2 件を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なしの声」を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なしの声」を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

（ 「なしの声」を確認 ）

他に討論ありませんか。

(「なしの声」を確認)

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 7、採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第 66 号「基本協定の締結について〔隠岐の島町特定環境保全公共下水道五箇浄化センター建設工事〕」から、議第 67 号「工事請負契約の締結について〔都万目浄水場電気設備工事〕」までの 2 件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 66 号から議第 67 号までの 2 件は原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は、全部議了いたしました。

本日はこれをもって散会し、平成 27 年第 2 回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

(閉 会 宣 告 10 時 30 分)

以 下 余 白